(三)、工場之例

(イ)、職工側ニ於テ解雇通告ヲ為シタル者ニ精算後ニ金支払ノ準備ヲ為シ付措ヘテモ之レモ当分ノ会ナシ手打無條件ノ解決ヲ欲ス。

(ロ)、「声明書」ト題スル印刷物ヲ作成争議団ノ費用配付シ解雇ノ主張ヲ難ジテ居リ。

(四)、争議ノ経過

(イ)、幹部ノ出張

顧問若干幹部同盟中央本部ヨリ両名ノ七日ニ出張シ来リ両会ヲ訪問シ争議ノ調停ヲ試ミタルモ不調ニ終リ幹部ハ七日両会シ争議ノ経過ヲ述ヘ当争議ニ対スル態度ニ付テ協議シ争議団ノ態度ヲ確メ其ノ調停ヲ試ミタルモ陳情ノ後遂ニ成ラス。

法人 協調會

八、応援、

(一)、争議団依頼者ノ出張援助

依頼ニ応ジ、高等学会顧問(?)林七六、村長(?)保坂(?)等ヲ始メ関係ノ者ハ各方面ニ出張シ訪問ニ努メタルモ不調ニ終リ、労働組合幹部ハ両会ヲ訪問シ争議ノ経過ヲ陳述(?)シ地元村民カ同情シ同会(?)等ノ影響ハ相当甚大ナルヘク、[illegible]ノ援助ヲ[illegible]スルニ至レリ。

(二)、製糸同業組合ノ態度

諏訪製糸同業組合ハ本争議ニ対シ当局ニ於テ工場主側ヲ支援シ同業組合ハ協会開催ノ結果ハ[illegible]ヲ平野村諏訪製糸研究会等ニ於テ開催協議ノ結果ハ種々[illegible]援助ヲ為スコトトシ[illegible]ノ態度ヲ以テ応援スルノ意見ナリ[illegible]方針ニ依リ進ムコト

財團 協調會